

広島市立図書館サービスのあり方検討について

「図書館サービスのあり方検討」(概要)(1)

1 経緯

ICT技術の進展など社会情勢の変化に伴い、図書館の利用者ニーズの高度化、多様化が進んでおり、また、図書館利用が大幅に増加するなど、図書館を取り巻く環境は大きく変化している。

こうしたことから、図書館サービスの実施状況についての検証と評価を行い、高度化、多様化する利用者ニーズに対応し図書館サービスをより充実させるよう、今後の図書館サービスのあり方について調査、検討を行う。

2 検討項目

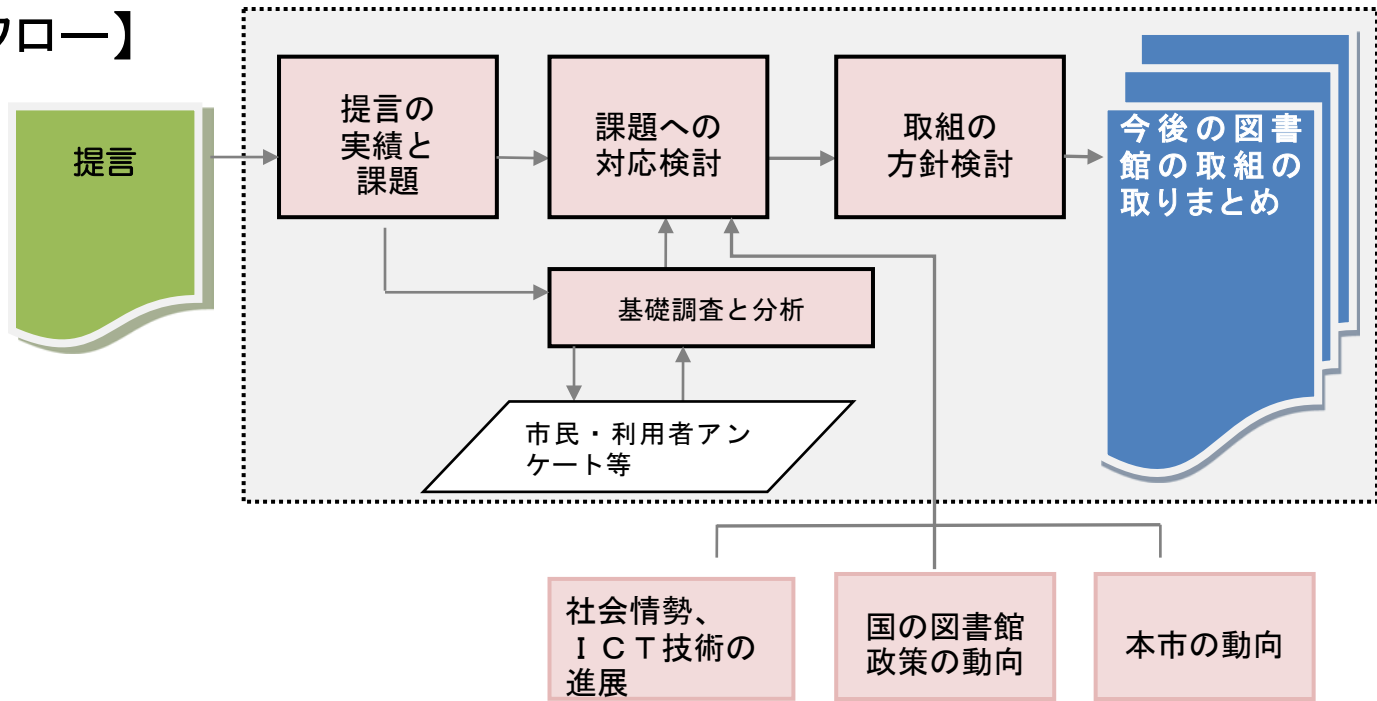
- ア きめ細かな図書館サービスの提供
- イ ICT化の推進
- ウ 連携、協働の推進

3 検討方法(具体的な検討フローはP2のとおり)

- ア 平成14年に策定した『「まちの図書館」を目指して～21世紀広島市図書館計画の提言～』の実績を踏まえた課題への対応検討
- イ 市民アンケート等の基礎調査と分析
- ウ 社会情勢の変化・ICT技術の進展、国の図書館政策の動向や本市の施策の動向も踏まえ、広島市立図書館協議会で協議し、取組方針を検討
- エ 今後の図書館の取組の取りまとめ

「図書館サービスのあり方検討」(概要)(2)

【検討フロー】



4 スケジュール

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
図書館協議会開催		○		○					○	○	○	
アンケート調査				調査・集計・分析 ←→				取組の方針検討		今後の図書館の取組のとりまとめ		

「図書館サービスのあり方検討」(概要)(3)

□ 『「まちの図書館」をめざして～21世紀広島市図書館計画の提言～』

平成14年12月、21世紀広島市図書館計画検討委員会がまとめたもので、本提言は、基本テーマを「まちの図書館化」とし、10の目標を設定し、その施策例を示している。

□ 国の図書館政策の動向

① 「これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～」の策定

平成18年4月に文部科学省「これからの図書館在り方検討協力者会議」がまとめたもので、「これからの図書館サービスに求められる新たな視点」として、「図書館活動の意義の理解促進」「レファレンスサービスの充実と理解促進」「課題解決支援機能の充実」「紙媒体と電子媒体の組合せによるハイブリッド図書館の整備」等を掲げている。

② 図書館法の改正

平成20年6月の改正において、図書館奉仕のために留意事項として「家庭教育の向上に資すること」を、図書館奉仕の具体的事項として「社会教育で身につけた学習の成果を活かすべく、その機会を提供・奨励すること」を追加した。

□ 本市の動向

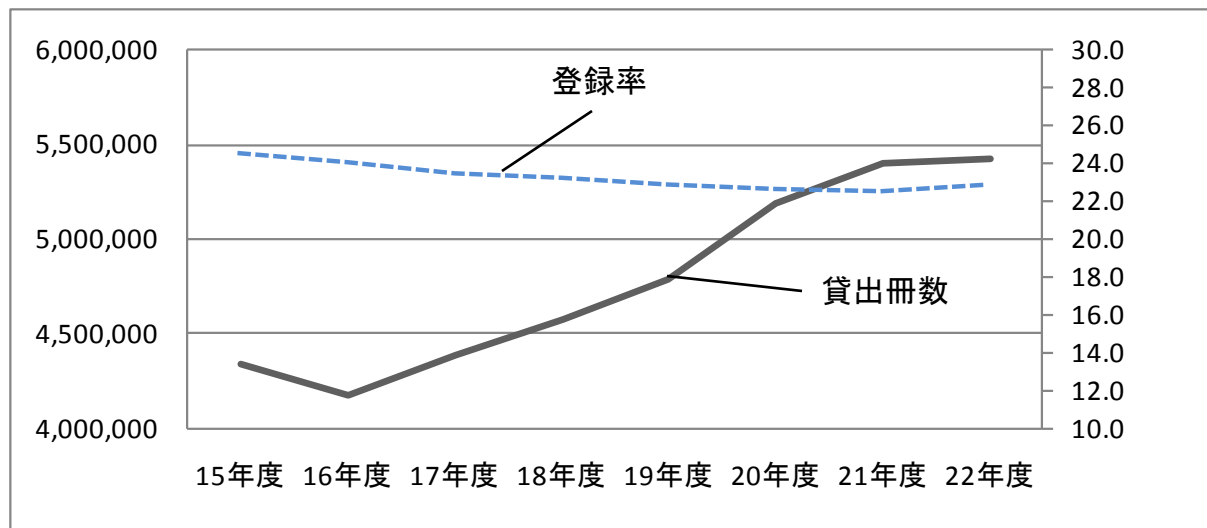
① 平成22年9月に「広島市教育振興基本計画」を策定

② 「今後の財政運営方針」の取組

広島市立図書館の現状

[登録者数(平成22年度末)]	267,601人(登録率 奉仕人口の22.8%)
[蔵書冊数(平成22年度末)]	2,122,156冊(奉仕人口1人あたり1.8冊)
[貸出冊数(平成22年度)]	5,422,659冊(奉仕人口1人あたり4.6冊)

<貸出冊数及び登録率の推移>



<多い順>

①安佐南区	841,953冊
②佐伯区	738,720冊
③中央	540,571冊
④安芸区	458,972冊
⑤まなが	453,709冊
⑥西区	427,864冊
⑦南区	410,053冊

[主なサービス]

- ・インターネットによる蔵書の検索
- ・ビジネス支援サービス
- ・広島県立図書館や広島市立大学図書館との連携
(予約図書の市立図書館での受取等)
- ・予約システムの運用
- ・Web 広島文学資料室

提言にかかる実績等(1)

ワクワク図書館

目標	重点施策	実績(平成22年度末)	今後の課題	対応検討
多様化・高度化する市民の情報ニーズにこたえる豊かな蔵書の実現	330万冊の蔵書の構築 230万冊の蔵書の開架の表現 収集の具体的な内容を盛り込んだ図書館資料収集方針の策定と公開	(212万2,156冊) ----- (100万9,647冊) ----- 平成16年3月に策定	これ以上蔵書・開架冊数を増加させることは、 <u>図書保管スペースの問題を解決する必要がある。</u> また、蔵書・開架図書の構成の見直し(分かりやすく魅力的な開架の工夫)を行うとともに、話題に関する図書のPR方法の工夫が必要である。	1① 1⑤
広島個性となる資料・情報の収集・創造・発信	平和・原爆・広島文学・郷土の資料に特化したコレクションの拡充と保存体制の整備 電子媒体の積極的な活用や図書館情報のデジタル化	広島個性である平和・原爆・広島文学・郷土の資料については、「被爆体験継承証言ビデオ」(21点)をホームページ上で視聴可能としているほか、広島ゆかりの人物情報(77名)を掲載している。こども図書館では、郷土の児童文学作家資料1,009冊を収集している。ホームページの「Web広島文学資料室」で、3人(鈴木三重吉、原民喜、峠三吉)の資料を掲載しており、順次、デジタル化に取り組んでいる。	引き続き、特化したコレクションを拡充、保全するとともに、 <u>市民が積極的に活用できるようにする必要がある。</u>	1① 2②
次代につなぐ図書館資料の保存・管理体制の整備	機器導入などによる図書館資料の良好な保存・管理	図書の盗難防止等に関する啓発用のチラシやポスターを掲示するほか、図書館内に新たなミラーや防犯カメラを設置した。まんが図書館、あさ閲覧室においては、平成20年度にBDS(貸出手続確認装置)を設置した。	BDSの導入は盗難防止には効果があるが、 <u>全施設への展開についてはICタグの導入と併せて検討する必要がある。</u> 広島文学資料については保存方法を検討する必要がある。	1① 2①

提言にかかる実績等(2)

ラクラク図書館

目標	重点施策	実績(平成22年度末)	今後の課題	対応検討
市民が求める情報ニーズに対応するための迅速で質の高いレファレンス・サービスの提供	インターネットを活用した図書サービスの実現	平成16年度からインターネットによる蔵書の検索・予約システムの運用を開始した。 その他、インターネットを活用した図書館サービスとして、平成16年度からインターネット閲覧用機器の整備、図書館ホームページでの情報提供の充実化などを図り、平成17年度には有料データベースの導入を実施している。 平成17年度からインターネットによる県内図書館の横断検索が可能になった。 平成20年度から広島市立大学附属図書館、広島大学図書館とのメール便を運行している。 平成17年度から、中小企業支援センター等と連携し、起業に関するビジネス相談会の開催などのビジネス支援サービスを展開している。	ホームページでの情報提供については、使いやすく、分かりやすいよう充実を図る必要がある。 <u>レファレンスサービスについては、市民に浸透しておらず、PRを充実させる必要がある。</u> また、レファレンスサービスのノウハウを図書館内で共有することなどにより、レファレンスの質の向上を図る必要がある。	1② 1③ 2② 3①
サービスの個別化・利便性の向上とアクセス環境の充実	貸出・返却方法、開館日などの制度の見直し	平成16年度からインターネットによる蔵書の検索・予約システムの運用を開始したほか、図書館開館日の拡大(年間19日)、中央図書館の夏季開館時間延長、中区図書館の月曜日等開館の試行を実施した。 平成21年度から有料図書宅配サービスを開始した。 また、貸出期間について、予約がない場合は、続けて申出日から2週間延長が可能とした(Webでの延長も可能)。	身近に利用できるサービスの充実を図っているが、 <u>図書館利用者の割合は横ばいであり、既存サービスのPRが不足していると考えられる。</u> 一方で、より利用しやすくなるような貸出返却システム、図書館に来館せずとも蔵書を利用できる方策について、引き続き工夫が必要である。	1②
	さまざまな人々へのサービスの充実	高齢者施設への自動車庫の巡回や配本、大活字本の収集、障害者サービスの図書郵送貸出(無料)、カセットブック無償貸出、障害者用デジ図書の無償貸出、電話・FAXでの所蔵調査、予約受付、レファレンスサービスを行っている。 多文化資料等を集めた多文化サービスコーナーを設置(中央・こども・安芸区図書館)している。 子どもの成長を支援するサービスとして、「おひざにだっこの絵本コーナー」を各区図書館に設置し、さらに保健センターと連携した事業を展開し、児童サービスやヤングアダルトサービスとして各図書館でのおはなし会を実施している。 おはなし会等児童・ヤングアダルト向けサービスを行う中・高校生のボランティア組織「ライブラリーサポーターズ」を発足・活動させている。		

提言にかかる実績等(3)

ニコニコ図書館

目標	重点施策	実績(平成22年度末)	今後の課題	対応検討
くつろぎの快適空間の創出	快適な読書空間の提供 自然環境を活用した読書空間の整備	中央図書館では喫茶・軽食サービスの実施や少人数グループ用スペースを確保し、各館では乳児連れ利用者のためのオムツ替えベッドを配置している。 まんが図書館で緑陰読書を実施している。	ゆっくり読書を楽しめるスペースを確保するためには、図書館内全体の配置等を見直す等抜本的な対応が必要である。	1④ 1⑤
市民が楽しさを共有しあい、ふれあう学習・交流・活動の場づくり	生涯学習機関との連携の強化・コミュニティ文化活動の支援 学校教育との連携の強化 読書普及活動の推進 図書館の利用の促進	公民館や学校との連携では、図書のセット貸出や公民館図書室、学校図書館で活動するボランティアの研修会などを実施している。 今日的課題への学習支援として、「創業支援セミナー」「学校図書館支援講座」「エコライフ講座」等を開催し、図書館の利用の促進を図るものとして、「図書館活用講座」「イベント会場での本の交換市」等を実施している。	より読書の普及を推進するため、特に子どもの頃から本の楽しさに触れ、読書習慣が身に付くような取組が必要である。	3① 3②
身近できめ細かな図書館サービスを受けられる適正な図書館配置	中央図書館の建て替えと機能強化 都市機能や人口が集積し、交通の利便性が高い地区への分館設置 公民館図書室の図書館分室化・オンライン化の推進 高齢者施設などへの配本機能の強化	本市の財政状況から実現できていない。 本市の財政状況から実現できていない。 公民館70館、地域文庫18か所、その他配本所14か所で図書サービスを実施している。 公民館図書室についても引き続き蔵書の充実等に取り組み、平成22年度からは、図書館で借りた図書を公民館70館で返却することが可能となった。 図書館から遠くて利用ができない団地や高齢者施設の合わせて17か所に自動車文庫「ともはと号」が巡回している。	中央図書館については、老朽化が進んでおり、その対応が必要である。 公民館での返却サービスについては、利用者が少なく、市民の認知度を上げるとともに、返却本の回収期間を短縮するなど運用上の課題を解決する必要がある。	1② 1⑤

提言にかかる実績等(4)

イキイキ図書館

目標	重点施策	実績(平成22年度末)	今後の課題	対応検討
市民との協働による開かれた活力ある運営体制の確立	図書館ボランティア講座の開設 ボランティアの受け皿づくり	図書館ボランティア講座(入門講座、スキルアップ講座)を実施し、次のようなボランティア活動を受け入れている。 ・書架整理、カウンター周辺業務補助・図書等資料の整理・修理 ・対面朗読等障害者サービス支援・おはなし会等子ども読書活動への支援等	市民からのボランティアをしたいという要望も高く、市民に身近な図書館としての事業展開を図る観点からも、引き続きボランティアの育成に努める必要がある。	3②
効果的な組織づくりと、透明性の高い効果的な運営	効果的・効率的な管理運営組織 専門的職員の確保 職員の育成 市民とのコミュニケーションの充実 経営的な視点から業務の効率性を向上させるための評価システムづくり	各図書館を一括して指定管理させることによる一体的な管理運営を行っている。(平成18年度から) 司書102人を配置している。(平成23年4月1日現在) 文部科学省や日本図書館協会の職員研修に参加している。 メールマガジンの配信、館内への投書箱設置、利用者アンケートの実施など市民とのコミュニケーションの充実を図っている。 指定管理業務として事業計画、数値目標を設定し、評価、公表を行っている。	司書の能力向上に努めるとともに、日常的な業務の効率化を図り、その専門的能力を発揮できるような体制づくりが必要である。 引き続き効果的な運営に向け取り組む必要がある。	1③

【参考】市民アンケート調査について(1)

[調査対象] 広島市に在住する20以上の男女
[調査期間] 平成23年8月17日～9月9日

標本数 3,000人

[回収数] 899件 (回収率約30%)

※図書館を利用したことがあると回答した人 (以下「利用者」という。) 272人
図書館を利用したことがないと回答した人 (以下「非利用者」という。) 578人
不明 49人

調査結果 (主なもの)

(1) 読書率

- 「月に3冊以上本を読む」と答えた人は、利用者44.5%、非利用者16.4%である。利用者の方が読書率が28.1ポイント高い。

(2) 図書館の利用目的

- 利用者の83.5%の人は図書等を読んだり、借りたりするために利用している。

(3) 図書館の利用・非利用の理由

- 図書館を利用する理由で最も多いのは「家から近い」(75.4%)である。
- 非利用者が図書館を利用しない理由で最も多いのは「図書等は買って読む」(45.5%)、次いで「調べたいことはインターネットで間に合っている」(30.3%)である。
- また、非利用者(578人)のうち、35.3%の204人が「図書館は利用しにくい」と答えている。その理由で一番多いのは「近くに図書館がない。」(53.4%)、次いで「返しに行くのが面倒」(48.0%)である。

(4) 開館日

- 利用者に開館日の拡大について尋ねたところ「利用したい」が43%、「必要性を感じない」や「利用しない」が44.8%である。
「利用したい」(43%)のうち、「自宅等行きやすい図書館なら利用したい」が32.0%と大半を占めている。

(5) 施設ごとの特色

- 中央図書館では専門書の利用、区図書館では新刊書や一般的な読み物の利用が多いなど、施設による特色が見られる。

【参考】 市民アンケート調査について(2)

(6) 既存サービスの周知状況

- ・ 既存サービス全般に、「知らなかったが使ってみたい」と答える人が多い。
- ・ 「知らなかったが使ってみたい」と答えた人が多かった既存サービスは「図書館で借りた図書を公民館で返却できるサービス」(42.6%)、次いで「他の都道府県立・市町村立図書館や大学図書館の図書を借りられるサービス」(35.5%)、「新着図書お知らせサービス」(31.5%)である。
- ・ 特に非利用者について、「予約した図書を図書館で受けとれるサービス」(31.5%)、「インターネットによる図書検索、予約サービス」(29.1%)、「市立図書館ならどこで借りてもどこへ返してもいいサービス」(28.4%)といった貸出・返却サービスについて「知らなかったが使ってみたい」と答える人が多く、身近に利用してもらうための基幹的なサービスが周知されていないことが分かる。
- ・ レファレンスについては、「知らなかったが使ってみたい」と答える人が28.3%であり、図書館に課題解決の場としての役割を求めている。

(7) 図書館サービスに関する要望

- ・ 他の公共施設等での貸出・返却サービスの充実を求める人が多く(利用者31.6%、非利用者37.2%)、地理的、時間的な拘束のないサービスが求められている。
- ・ 図書や雑誌が読めるスペースの充実についても要望が多い(利用者31.3%、非利用者19.6%)。具体的には、自由回答欄において、読み聞かせができるスペース、子ども用の部屋・間仕切りや、コーヒー等を飲みながらどゆっくりくつろげるスペース、といった意見があった。

- ・ 開館時間の拡大については、利用者からの要望は多いが、非利用者の求める声はそこまで多くない(利用者32.0%、非利用者14.2%)。
- ・ 充実してほしい図書のうち、利用者よりも非利用者からの要望が高かったものは、「広島歴史・文化に関する資料」「商用データベース」「気軽に読める読み物」である。

(8) これからの図書館に期待する役割

- ・ 利用者、非利用者を問わず、インターネットを通じたサービスを挙げる人が多い(24.4%)。
- ・ 具体的なものとしては、自由回答欄において、インターネット上での豊富な情報の提供、電子書籍の閲覧サービスや、タブレットPCやiPadなど情報端末の貸出といった意見があった。
- ・ 図書館ホームページについての要望では、検索機能の向上(利用者32.7%、非利用者15.6%)が最も多く、次いで、書評等の図書館おすすめの図書情報の充実(利用者18.0%、非利用者8.3%)、図書館イベントなどの情報の充実(利用者11.8%、非利用者8.5%)が多い。

図書館サービスに関する課題への対応検討

1 きめ細かな図書館サービスの提供

- ① 魅力ある開架、蔵書
 - ・ 利用者ニーズや地域特性等に配慮した魅力ある開架と蔵書の構成
 - ・ 「広島」についての相談窓口として、郷土資料・広島文学資料の充実・活用
- ② 身近な図書館サービスの充実
 - ・ 図書貸出、返却サービスの充実
 - ・ インターネット経由のサービス充実
 - ・ 公民館図書室を含めた図書館サービス網の充実
 - ・ 既存サービスのより一層のPR 等
- ③ レファレンス等の司書による専門的なサービスの拡充
 - ・ 現代社会が抱える課題などに対応
 - ・ 情報を市民自ら収集、活用できるよう促すための講座の実施等
- ④ 快適な読書スペースの実現
 - ・ 開架図書を読むためのスペース確保等
- ⑤ 必要な施設機能の確保
 - ・ 中枢機能を持つ中央図書館の老朽化対応
 - ・ 蔵書の保管スペースその他必要な施設、設備の確保

2 ICT化の推進

- ① ICTを活用した図書館業務の効率化
 - ・ ICタグを活用した自動貸出、自動返却、自動予約受取システム等の構築及び紛失防止
- ② ICT技術の進展に伴う新たな流れへの対応
 - ・ 電子書籍、電子資料の対応検討
 - ・ 広島文学資料等のアーカイブ化のより一層の推進

3 連携、協働の推進

- ① 他の図書館や公民館、学校等の関係機関との連携の強化
 - ・ 県立図書館・大学図書館・専門機関との連携強化
 - ・ 学校、学校図書館との連携強化
- ② ボランティアとの協働の強化

今後の図書館サービスの方針(案)

情報入手の手段として、簡便に答えを得られるインターネットが主流となってきているが、図書や資料を自分で読み解き、答えを探し、情報の洪水に流されない力を身につけることが大切である。

そのため、図書館は、市民のより身近な存在となるような工夫をし、知の情報拠点として次世代へも引き継げる情報の集積が必要である。

基本方針1 きめ細かな図書館サービスの充実

取組方針1 魅力的かつ個性ある開架

- ・ 館の役割に応じた蔵書の構築
- ・ 魅力的な開架

取組方針2 市民に身近な貸出・返却サービスの充実

- ・ インターネットによる予約、検索などのサービスのPR強化
- ・ より身近に利用できるサービスの充実

取組方針3 課題解決の場としてのアピールと機能強化

- ・ レファレンスサービスのPR
- ・ レファレンスの質の向上

取組方針4 快適な空間づくり

- ・ 快適な読書スペースの実現に向けた工夫

取組方針5 図書館利用のきっかけづくり

- ・ 図書館に来館しない人へのPR

基本方針2 ICTを活用した図書館サービスの充実

取組方針1 インターネットを活用した図書館の情報提供の充実

取組方針2 貴重な資料のデジタルアーカイブ化の推進

取組方針3 電子書籍への対応

取組方針4 ICTを活用した図書館業務の効率化

- ・ 将来的なICタグの導入を検討

基本方針3 他機関等と連携した図書館サービスの充実

取組方針1 他の公立図書館や大学図書館等との連携

取組方針2 学校との連携

取組方針3 ボランティアとの連携

一括法等成立に伴う広島市公民館条例の一部改正について(概要)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律	<p>(社会教育法の一部改正)</p> <p>第17条 社会教育法(昭和24年法律第207号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十条第一項中「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、」を「当該」に改め、同条第二項中「定数、」を「委嘱の基準、定数及び」に、「必要な事項は、」を「当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該」に改め、同項に後段として次のように加える。</p> <p>この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。</p>					
社会教育法の改正	<p>市町村は、その設置する公民館に置かれる公民館運営審議会の委員の委嘱の基準(第30条)について、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める。</p> <table border="1" data-bbox="316 577 1525 913"> <thead> <tr> <th data-bbox="316 577 916 613">改正前</th> <th data-bbox="916 577 1525 613">改正後(平成24年4月1日施行)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="316 613 916 913"> <p>第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、</u>市町村の教育委員会が委嘱する。</p> <p>2 前項の公民館運営審議会の委員の<u>定数、</u>任期その他<u>必要な事項は、</u>市町村の条例で定める。</p> </td> <td data-bbox="916 613 1525 913"> <p>第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、<u>当該市町村の教育委員会</u>が委嘱する。</p> <p>2 前項の公民館運営審議会の委員の<u>委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、</u>当該市町村の条例で定める。<u>この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>		改正前	改正後(平成24年4月1日施行)	<p>第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、</u>市町村の教育委員会が委嘱する。</p> <p>2 前項の公民館運営審議会の委員の<u>定数、</u>任期その他<u>必要な事項は、</u>市町村の条例で定める。</p>	<p>第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、<u>当該市町村の教育委員会</u>が委嘱する。</p> <p>2 前項の公民館運営審議会の委員の<u>委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、</u>当該市町村の条例で定める。<u>この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。</u></p>
改正前	改正後(平成24年4月1日施行)					
<p>第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、</u>市町村の教育委員会が委嘱する。</p> <p>2 前項の公民館運営審議会の委員の<u>定数、</u>任期その他<u>必要な事項は、</u>市町村の条例で定める。</p>	<p>第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、<u>当該市町村の教育委員会</u>が委嘱する。</p> <p>2 前項の公民館運営審議会の委員の<u>委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、</u>当該市町村の条例で定める。<u>この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。</u></p>					
文部科学省令	<p>○文部科学省令第42号</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)の一部の施行に伴い、及び社会教育法(昭和24年法律第207号)第30条第2項の規定に基づき、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令を次のように定める。</p> <p>平成23年12月1日</p> <p style="text-align: right;">文部科学大臣中川正春</p> <p style="text-align: center;">公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令</p> <p style="text-align: center;">社会教育法第三十条第二項の文部科学省令で定める参酌すべき基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。</p> <p>附則</p> <p>この省令は、平成24年4月1日から施行する。</p>					
広島市公民館条例改正案	<table border="1" data-bbox="316 1391 1525 1839"> <thead> <tr> <th data-bbox="316 1391 916 1426">現 行</th> <th data-bbox="916 1391 1525 1426">改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="316 1426 916 1839"> <p>第1条及び第2条 (略)</p> <p>(運営審議会)</p> <p>第3条 公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するため、広島市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>2 審議会は、12人以内の委員をもつて組織する。</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 前2項に定めるものの外、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p> <p>第4条以下 (略)</p> </td> <td data-bbox="916 1426 1525 1839"> <p>第1条及び第2条 (略)</p> <p>(運営審議会)</p> <p>第3条 公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するため、広島市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>2 審議会は、12人以内の委員をもつて組織する。</p> <p>3 審議会の委員は、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会</u>が委嘱する。</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 前3項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p> <p>第4条以下 (略)</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>条例案提出：平成24年2月議会 施行期日：平成24年4月1日</p>		現 行	改 正	<p>第1条及び第2条 (略)</p> <p>(運営審議会)</p> <p>第3条 公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するため、広島市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>2 審議会は、12人以内の委員をもつて組織する。</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 前2項に定めるものの外、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p> <p>第4条以下 (略)</p>	<p>第1条及び第2条 (略)</p> <p>(運営審議会)</p> <p>第3条 公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するため、広島市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>2 審議会は、12人以内の委員をもつて組織する。</p> <p>3 審議会の委員は、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会</u>が委嘱する。</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 前3項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p> <p>第4条以下 (略)</p>
現 行	改 正					
<p>第1条及び第2条 (略)</p> <p>(運営審議会)</p> <p>第3条 公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するため、広島市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>2 審議会は、12人以内の委員をもつて組織する。</p> <p>3 委員の任期は、2年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 前2項に定めるものの外、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p> <p>第4条以下 (略)</p>	<p>第1条及び第2条 (略)</p> <p>(運営審議会)</p> <p>第3条 公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するため、広島市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>2 審議会は、12人以内の委員をもつて組織する。</p> <p>3 審議会の委員は、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会</u>が委嘱する。</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 前3項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p> <p>第4条以下 (略)</p>					

一括法等成立に伴う広島市立図書館協議会条例の一部改正について(概要)

<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律</p>	<p>(図書館法の一部改正) 第18条 図書館法(昭和25年法律第118号)の一部を次のように改正する。 第15条中「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、」を「当該図書館を設置する地方公共団体の」に改める。 第16条中「定数、任期その他」を「任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し」に改め、同条に後段として次のように加える。 この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。</p>												
<p>図書館法の改正</p>	<p>図書館を設置する地方公共団体は、図書館協議会の委員の任命の基準(第16条)について、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定める。</p> <table border="1" data-bbox="316 562 1511 902"> <thead> <tr> <th data-bbox="316 562 906 600">改正前</th> <th data-bbox="912 562 1511 600">改正後(平成24年4月1日施行)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="316 609 906 723"> <p>第15条 図書館協議会の委員は、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から</u>、教育委員会が任命する。</p> </td> <td data-bbox="912 609 1511 669"> <p>第15条 図書館協議会の委員は、<u>当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会</u>が任命する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 732 906 846"> <p>第16条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期<u>その他必要な事項</u>については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。</p> </td> <td data-bbox="912 732 1511 902"> <p>第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期<u>その他図書館協議会に関し必要な事項</u>については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。<u>この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後(平成24年4月1日施行)	<p>第15条 図書館協議会の委員は、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から</u>、教育委員会が任命する。</p>	<p>第15条 図書館協議会の委員は、<u>当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会</u>が任命する。</p>	<p>第16条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期<u>その他必要な事項</u>については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。</p>	<p>第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期<u>その他図書館協議会に関し必要な事項</u>については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。<u>この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。</u></p>						
改正前	改正後(平成24年4月1日施行)												
<p>第15条 図書館協議会の委員は、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から</u>、教育委員会が任命する。</p>	<p>第15条 図書館協議会の委員は、<u>当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会</u>が任命する。</p>												
<p>第16条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期<u>その他必要な事項</u>については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。</p>	<p>第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期<u>その他図書館協議会に関し必要な事項</u>については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。<u>この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。</u></p>												
<p>文部科学省令</p>	<p>○文部科学省令第43号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)の一部の施行に伴い、及び図書館法(昭和25年法律第118号)第16条の規定に基づき、図書館法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 平成23年12月1日 文部科学大臣中川正春</p> <p>図書館法施行規則の一部を改正する省令 図書館法施行規則(昭和25年文部省令第27号)の一部を次のように改正する。 目次中「第三章 準ずる学校(第十二条・第十三条)」を「第三章 図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準(第十二条) 第四章 準ずる学校(第十三条・第十四条)」に改める。 第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。 第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。 第三章 図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準 第十二条 法第十六条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。 附則 この省令は、平成24年4月1日から施行する。</p>												
<p>広島市立図書館協議会改正案</p>	<table border="1" data-bbox="316 1525 1511 1995"> <thead> <tr> <th data-bbox="316 1525 906 1563">現 行</th> <th data-bbox="912 1525 1511 1563">改 正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="316 1572 906 1641"> <p>第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定に基づき、広島市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> </td> <td data-bbox="912 1572 1511 1641"> <p>第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定に基づき、広島市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 1650 906 1720"> <p>(組織) 第2条 協議会は、委員10人以内をもつて組織する。</p> </td> <td data-bbox="912 1650 1511 1720"> <p>(組織) 第2条 協議会は、委員10人以内をもつて組織する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 1729 906 1821"> <p>(委員の任期) 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> </td> <td data-bbox="912 1729 1511 1843"> <p>(委員) 第3条 協議会の委員は、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会</u>が任命する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 1830 906 1899"> <p>(委任規定) 第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p> </td> <td data-bbox="912 1852 1511 1921"> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="316 1930 906 2000"> <p>(委任規定) 第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p> </td> <td data-bbox="912 1930 1511 2000"> <p>(委任規定) 第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>条例案提出：平成24年2月議会 施行期日：平成24年4月1日</p>	現 行	改 正	<p>第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定に基づき、広島市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p>	<p>第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定に基づき、広島市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p>	<p>(組織) 第2条 協議会は、委員10人以内をもつて組織する。</p>	<p>(組織) 第2条 協議会は、委員10人以内をもつて組織する。</p>	<p>(委員の任期) 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(委員) 第3条 協議会の委員は、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会</u>が任命する。</p>	<p>(委任規定) 第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p>	<p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(委任規定) 第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p>	<p>(委任規定) 第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p>
現 行	改 正												
<p>第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定に基づき、広島市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p>	<p>第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定に基づき、広島市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p>												
<p>(組織) 第2条 協議会は、委員10人以内をもつて組織する。</p>	<p>(組織) 第2条 協議会は、委員10人以内をもつて組織する。</p>												
<p>(委員の任期) 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(委員) 第3条 協議会の委員は、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会</u>が任命する。</p>												
<p>(委任規定) 第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p>	<p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>												
<p>(委任規定) 第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p>	<p>(委任規定) 第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p>												

○広島市公民館条例（改正後）

昭和24年9月8日
条例第44号

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条第1項の規定に基づき、本市に公民館を設置する。

（名称及び位置）

第2条 公民館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

（運営審議会）

第3条 公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するため、広島市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、12人以内の委員をもつて組織する。

3 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前3項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

（使用承認）

第4条 公民館を使用しようとするものは、次の事項を具し、教育委員会の承認を受けなければならない。その事項を変更しようとするときもまた同じである。

(1) 使用者の住所氏名

(2) 使用の目的

(3) 使用の日時

(4) 会合者の予定人員及び会費、入場料その他これに類する金銭徴収の有無

（使用制限）

第5条 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、その使用承認につき条件を附することができる。

2 次の各号の一に該当する場合は、使用を承認しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱す虞れがあると認めるとき。

(2) 社会教育法第23条の規定に反すると認めるとき。

(3) 管理上その他支障があると認めるとき。

（使用料）

第6条 公民館の使用料は、別表第2のとおり徴収する。

2 前項の使用料は、承認の際、徴収する。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 公民館備付けの映写機等の特殊器具の使用については、市長の定めるところにより、別にこれを徴収する。

(使用料の減免)

第7条 公用又は公益事業のため、公民館を使用するとき、若しくは市長が相当の事由があると認めるときは、これを減免することができる。

(使用料の不返還)

第8条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる額を返還する。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用することができない場合 全額
- (2) 使用日の1週間前までに使用の取消し又は変更を申し出た場合 全額
- (3) 使用日の前日までに使用の取消し又は変更を申し出た場合 半額

(使用承認の取消等)

第9条 次の各号の一に該当するときは、教育委員会は、使用条件を変更し、使用を停止し、又は使用承認を取消すことがある。

- (1) 使用承認の条件に違反したとき。
- (2) この条例その他これに基く規定、命令に違反したとき。
- (3) 教育委員会において必要があると認めるとき。

(使用後の処置)

第10条 使用者がその使用を終つたとき又は使用を停止せられたとき若しくは使用承認を取消されたときは、直ちにその使用場所を原状に復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを執行し、その費用を徴収する。

(損害の賠償)

第11条 使用者が建物又は附属物若しくは備付物品をき損滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第12条 公民館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により公民館の管理を指定管理者に行わせる場合における第4条、第5条及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「第12条第1項の指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手続)

第13条 指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に適合するもの以外のものに対し行つてはならない。

- (1) 使用者の平等な公民館の使用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、公民館の設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。

(3) 事業計画書に沿った公民館の管理を安定して行う能力を有していること。

3 教育委員会は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、公民館の管理を行うに当たっては、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則の規定に従わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 公民館の事業の実施に関すること。

(2) 公民館の使用の承認に関すること。

(3) 公民館の建物並びに附属物及び備付物品の維持管理に関すること。

(4) その他教育委員会が定める業務

(教育委員会への委任)

第16条 この条例施行に関し必要な事項は、教育委員会がこれを定める。

別表第1(第2条関係)

名称	位置
広島市中央公民館	広島市中区西白島町24番36号
広島市竹屋公民館	広島市中区宝町3番15号
広島市吉島公民館	広島市中区吉島西三丁目2番10号
広島市舟入公民館	広島市中区舟入川口町2番8号
広島市福田公民館	広島市東区福田四丁目4152番地の1
広島市馬木公民館	広島市東区馬木二丁目565番地の4
広島市温品公民館	広島市東区温品七丁目8番19号
広島市戸坂公民館	広島市東区戸坂出江二丁目10番26号
広島市牛田公民館	広島市東区牛田新町一丁目8番3号
広島市早稲田公民館	広島市東区牛田東四丁目19番1号
広島市二葉公民館	広島市東区東蟹屋町9番34号
広島市青崎公民館	広島市南区青崎一丁目12番7号
広島市段原公民館	広島市南区霞一丁目4番9号
広島市大河公民館	広島市南区北大河町15番12号
広島市仁保公民館	広島市南区仁保新町一丁目8番6号
広島市楠那公民館	広島市南区楠那町7番10号
広島市宇品公民館	広島市南区宇品御幸四丁目1番2号
広島市似島公民館	広島市南区似島町字家下752番地の74
広島市三篠公民館	広島市西区打越町10番23号

広島市観音公民館	広島市西区観音本町二丁目1番77号
広島市南観音公民館	広島市西区観音新町二丁目16番46号
広島市己斐上公民館	広島市西区己斐上四丁目2番55号
広島市己斐公民館	広島市西区己斐中一丁目6番20号
広島市古田公民館	広島市西区古江西町19番15号
広島市草津公民館	広島市西区草津東二丁目20番7号
広島市鈴が峰公民館	広島市西区鈴が峰町44番1号
広島市井口公民館	広島市西区井口鈴が台二丁目14番8号
広島市佐東公民館	広島市安佐南区緑井六丁目29番25号
広島市東野公民館	広島市安佐南区東野二丁目22番7号
広島市古市公民館	広島市安佐南区古市三丁目24番8号
広島市安東公民館	広島市安佐南区安東二丁目16番42号
広島市安公民館	広島市安佐南区上安二丁目2番46号
広島市祇園公民館	広島市安佐南区西原一丁目13番26号
広島市祇園西公民館	広島市安佐南区長束六丁目10番28号
広島市戸山公民館	広島市安佐南区沼田町大字阿戸269番地の3
広島市沼田公民館	広島市安佐南区沼田町大字伴5697番地
広島市白木公民館	広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地の4
広島市高陽公民館	広島市安佐北区深川五丁目13番12号
広島市真亀公民館	広島市安佐北区真亀一丁目3番27号
広島市倉掛公民館	広島市安佐北区倉掛一丁目12番1号
広島市口田公民館	広島市安佐北区口田四丁目9番19号
広島市三入公民館	広島市安佐北区三入五丁目15番9号
広島市可部公民館	広島市安佐北区可部三丁目19番22号
広島市亀山公民館	広島市安佐北区亀山南三丁目16番16号
広島市安佐公民館	広島市安佐北区安佐町大字飯室3455番地の1
広島市日浦公民館	広島市安佐北区あさひが丘三丁目23番13号
広島市瀬野公民館	広島市安芸区瀬野一丁目29番21号
広島市中野公民館	広島市安芸区中野三丁目20番9号
広島市阿戸公民館	広島市安芸区阿戸町6166番地
広島市船越公民館	広島市安芸区船越五丁目22番23号
広島市矢野公民館	広島市安芸区矢野西五丁目24番2号
広島市湯来西公民館	広島市佐伯区湯来町大字多田2712番地
広島市湯来南公民館	広島市佐伯区湯来町大字伏谷13番地の1
広島市石内公民館	広島市佐伯区五日市町大字石内3289番地の1
広島市河内公民館	広島市佐伯区五日市町大字上河内537番地
広島市皆賀公民館	広島市佐伯区五日市町大字昭和台34番地の2
広島市五月が丘公民館	広島市佐伯区五月が丘五丁目3番33号
広島市藤の木公民館	広島市佐伯区藤の木二丁目27番7号
広島市彩が丘公民館	広島市佐伯区河内南一丁目21番6号
広島市美鈴が丘公民館	広島市佐伯区美鈴が丘南三丁目1番9号

広島市利松公民館	広島市佐伯区利松一丁目18番15号
広島市八幡東公民館	広島市佐伯区八幡東二丁目6番19号
広島市八幡公民館	広島市佐伯区八幡三丁目23番22号
広島市観音台公民館	広島市佐伯区観音台三丁目16番5号
広島市坪井公民館	広島市佐伯区坪井一丁目32番10号
広島市五日市中央公民館	広島市佐伯区五日市中央四丁目8番20号
広島市五日市公民館	広島市佐伯区新宮苑11番14号
広島市吉見園公民館	広島市佐伯区吉見園13番1号
広島市楽々園公民館	広島市佐伯区楽々園五丁目8番32号
広島市美隅公民館	広島市佐伯区美の里二丁目1番25号

別表第2(第6条関係)

区分		使用料の額 (1室につき1時間までごとに)
ホール	広島市二葉公民館、広島市佐東公民館(ホール1に限る。)、広島市安公民館、広島市船越公民館及び広島市湯来西公民館	円 4,510
	広島市竹屋公民館、広島市舟入公民館、広島市牛田公民館、広島市早稲田公民館、広島市青崎公民館、広島市似島公民館、広島市己斐上公民館、広島市古田公民館、広島市鈴が峰公民館、広島市井口公民館、広島市佐東公民館(ホール2に限る。)、広島市東野公民館、広島市安東公民館、広島市祇園西公民館、広島市戸山公民館、広島市真亀公民館、広島市倉掛公民館、広島市口田公民館、広島市三入公民館、広島市可部公民館、広島市日浦公民館、広島市阿戸公民館、広島市矢野公民館及び広島市五日市公民館	4,060
	広島市中央公民館、広島市祇園公民館、広島市高陽公民館及び広島市安佐公民館	3,160
	広島市宇品公民館、広島市観音公民館、広島市白木公民館及び広島市瀬野公民館	2,250
	大集会室	1,350

	<p>楠那公民館、広島市三篠公民館、広島市南観音公民館、広島市己斐公民館、広島市草津公民館、広島市古市公民館、広島市安公民館、広島市沼田公民館、広島市亀山公民館、広島市安佐公民館、広島市中野公民館、広島市船越公民館、広島市湯来南公民館、広島市石内公民館、広島市河内公民館、広島市八幡公民館、広島市坪井公民館及び広島市五日市公民館</p>	
研修室	全公民館	450
会議室	<p>広島市中央公民館、広島市楠那公民館、広島市佐東公民館、広島市高陽公民館、広島市亀山公民館、広島市安佐公民館、広島市利松公民館及び広島市美隅公民館以外の公民館</p>	450
実習室	広島市段原公民館以外の公民館	450
和室	広島市中央公民館及び広島市段原公民館以外の公民館	450

○広島市立図書館協議会条例（改正後）

昭和50年10月4日
条例第103号

（設置）

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第1項の規定に基づき、広島市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 協議会は、委員10人以内をもつて組織する。

（委員）

第3条 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任規定）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

広島市の事務事業の見直しについて (eラーニングサイトの運営)

1 見直しの方向

本事業は、平成23年度末をもって終了し、本市のホームページで公共的な団体等が提供するeラーニングサイトを紹介することにはどうか。

2 事務・事業の概要

市民がインターネットを活用して自主的に行う学習活動を支援するため、本市独自のeラーニングサイトを平成21年3月に開設し、運営している。

【eラーニングサイトの概要】

コース	コンテンツ	登録者	アクセス件数			
			21年度	22年度	23年度 (8月末)	計
一般コース	6	134人	508	114	183	805
市政出前講座 コース	10	—	7,604	18,311	10,840	36,755
計	16	—	8,112	18,425	11,023	37,560

3 見直しの理由

- (1) eラーニングサイトは、現在、市内LANサーバを活用して運用しているが、平成24年12月以降の市内LANサーバの更新に伴い、外部サーバでの運用が必要となるが、移設・運用に年間約560万円かかる。
- (2) 本サイトは、市職員が作成した市政出前講座コースのコンテンツ増加により、アクセス数は増加傾向にある。資格認定や学習進度管理などの双方向性はなく、本来のeラーニングサイトの機能を有していないことから、一般コースの利用者は、2年半で約800アクセスである。
- (3) 双方向性の機能を持たせるなど機能充実を図るためには、さらなる経費負担が生じる見込みである。
- (4) 本市のホームページで、市政出前講座のコンテンツを公開したり、公共的な団体等が提供するeラーニングサイトを紹介すれば、市民サービスの低下にはならない。

4 平成23年度当初予算額

32万1千円

5 見直し効果額

平成24年度 △32万1千円

指定管理者候補の選定結果について

次に掲げる施設(8公民館)については、非公募により指定管理者候補を選定し、市議会12月定例会にて議決を受けました。

《説明》

8公民館の指定管理者は、これまで公募で指定していましたが、今回の指定替えにあたり、財団法人広島市未来都市創造財団が、施設の性質上、専門的な知識や豊富な経験を有する職員等によって継続的・安定的な行政サービスを提供することができることから非公募としました。

今回の指定期間は、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間とし、他の62館の指定期間の満了する日に合わせています。

平成26年度からは、70館全てを非公募により指定管理者の指定をすることになります。

《指定管理者候補の審査について》

市民局指定管理者候補選定委員会において、以下の1～5の評価項目ごとに「適」・「否」の評価をしました。

◎評価項目

- 1:市民の平等利用を確保することができること。
- 2:施設効用が、最大限に発揮されること。
- 3:地域の実情に適合した事業展開が期待できること。
- 4:事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。
- 5:管理経費の縮減

施設名	指定管理者	指定期間	審査結果 評価項目					指定管理料
			1	2	3	4	5	
広島市公民館(竹屋・温品・似島・鈴が峰・安・三入・阿戸・彩が丘公民館)	財団法人広島市未来都市創造財団	H24.4.1 ～ H26.3.31	適	適	適	適	適	4億1,286万4千円